



法務省刑総第1595号(例規)

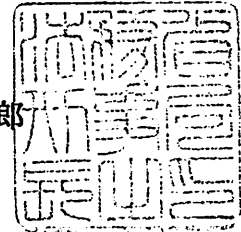
平成20年11月19日

検事総長 殿

検事長 殿

検事正 殿

法務省刑事局長 大野 恒太郎



被害者等に対する不起訴事件記録の開示について（依命通達）

被害者又はその親族の方々（以下「被害者等」という。なお、下記第1, 1, (1) 参照。）に対する不起訴事件記録の開示については、平成12年2月4日付け法務省刑総第128号刑事局長通達「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について」及び平成16年5月31日付け法務省刑総第627号刑事局長通達「民事裁判所からの不起訴事件記録の文書送付嘱託等について」等により、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、被害者等の保護等の観点と開示により関係者のプライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生ずるおそれの有無等を個別具体的に勘案し、相当と認められる範囲で、弾力的な運用が行われてきたところです。他方、近時、被害者等からは、被害を受けた事件の内容を知りたいとの強い要望がなされ、平成19年には公判記録の閲覧及び謄写の範囲を拡充する「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）が、平成20年には少年保護事件の記録の閲覧及び謄写の範囲を拡充する「少年法の一部を改正する法律」（平成20年法律第71号）が、それぞれ成立したところです。

そこで、このような要望にこたえ、被害者等の保護をより十全なものとするため、上記両通達の場合に加え、下記第1, 1のとおり、刑事訴訟法第316条の33以下に規定された被害者参加の対象事件（以下「被害者参加対象事件」という。）の不起訴事件記録については、被害者等が、「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、客観的証拠については原則として閲覧を認めるという、より弾力的な運用を図るのが相当であると考え、本年12月1日から実施することとしたので、その円滑かつ適正な運用に遺憾のないように願います。

また、本通達は、下記第1, 1の被害者参加対象事件について被害者等から閲覧請求がなされた場合を除き、原則として、上記両通達で示した指針を変更するものではないものの、この機会に、下記のとおり、不起訴事件記録の開示につき、その

全体的な指針をより明らかにするため、上記両通達で示した指針も併せて整理したものであり、これにより、上記両通達並びにこれらに関連して発出した平成12年11月9日付け法務省刑総第1296号及び平成14年6月19日付け法務省刑総第694号刑事局長通達「交通事故に関する不起訴事件記録中の実況見分調書等の閲覧及び謄写について」は、本年11月30日限りをもって廃止することとします。

記

第1 不起訴事件記録につき開示請求等がなされた場合

1 被害者参加対象事件について被害者等から閲覧請求がなされた場合

(1) 閲覧請求の主体

被害者参加対象事件、すなわち

- ① 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 刑法第176条から第178条まで、第211条、第220条又は第224条から第227条までの罪
- ③ ②に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(①に掲げる罪を除く。)
- ④ ①から③に掲げる罪の未遂罪

に係る事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はそれらの代理人たる弁護士については、後記(2)以下の基準に従って閲覧を認めることとする。

また、閲覧を認める親族は、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹とし(以下、本通達において同じ。)、その他の親族については、後記2の取扱いとする。

すなわち、閲覧を認める被害者等は、刑事訴訟法第316条の33以下の被害者参加が認められる者の範囲と同一である。

なお、弁護士からの閲覧請求には、弁護士会からの照会を含むが(以下、本通達において同じ。)、弁護士会からの照会書では被害者等の代理人たる弁護士の申出によるものかどうか判明しない場合には、弁護士会に確認する必要がある。

(2) 閲覧目的

従来、不起訴事件記録について、被害者等に対して閲覧・謄写を認めるのは、民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利を行使する目的である場合に限っていたところであるが、今後は、前記(1)の被害者参加対象事件の被害者等に対しては、上記目的に限らず、「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、客観的証拠については、原則として閲覧を認めることとする。

他方で、例えば、請求者の言動等から、被疑者やその関係者に対して報復することや証拠の内容をマスコミ等で殊更に公表することが真の目的であるとうかがわれ、又はこのような目的が併存すると認められるような場合は、

閲覧を認めないこととする。

(3) 弊害のおそれがある場合の対応

開示に伴う弊害を生じるおそれがあると認められる場合には、弊害を生じるおそれがある部分にマスキングの措置を講じ、又は全体につき閲覧を認めないこととする。

例えば、以下のような場合が、これに当たると考えられる。

- ① 関係者の名誉、プライバシー等にかかわる証拠の場合
- ② 共犯事件等の関連事件の捜査・公判に具体的な影響を及ぼす場合
- ③ 将来における刑事事件の捜査・公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合
- ④ 被疑者の改善、更生を不当に妨げるおそれがある場合
- ⑤ 新たな紛争又は事件を誘発するおそれがある場合

(4) 閲覧対象となる不起訴事件記録

ア 客観的証拠

客観的証拠については、捜査・公判への支障等開示に伴う弊害が少ないものの、民事訴訟等における損害賠償請求権その他の権利行使のために必要な場合に限って閲覧を認めることとしていたことから、「代替性」の有無・程度を基準の一つとしてきたところである。しかし、前記(2)のとおり、被害者参加対象事件の被害者等について、このような閲覧目的に限らず、「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても閲覧を可能とすることから、原則として、代替性の有無にかかわらず、相当でないと認められる場合を除き、閲覧を認めてよい。

具体的な証拠の取扱いについては、以下のとおりとする。

(イ) 実況見分調書、検証調書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、原則として、閲覧を認めてよい。

ただし、立会人の特定に関する記載や立会人が写っている写真等は、立会人のプライバシーにかかわるものであり、これが公になることにより第三者の協力が得られないこととなるおそれがあることなどから、従来どおり、マスキング等の措置を検討すべきである。

その他、例えば、犯罪に関する痕跡のない部屋の見取図や写真についても、関係者のプライバシーという観点から、マスキング等の措置を検討すべきである。

また、立会人の指示説明部分については、供述調書（後記イ参照）に準ずるものとして取り扱うべきである。犯行状況の再現等のために行われた実況見分や検証の調書等についても同様である。

なお、死体の写真については、後記(イ)と同様の取扱いとする。

(ロ) 死者の検視調書、死亡診断書、死体検案書、死体の鑑定書及びこれら

に関する写真撮影報告書等については、当該死者の遺族又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として、閲覧を認めてよい。

この場合、死体の写真については、死者の名誉やプライバシーを侵害するおそれが高いことから、原則として、マスキングの措置を講じるのが相当であるとしてきたが、遺族及びその代理人たる弁護士からの強い要望があり、他に特段の弊害があるとは認められないときは、閲覧を認めることも考慮する。

その場合には、事前に遺族等に対し、死体の写真が衝撃的でショックを受けるおそれがあることなどを十分説明し、状況に応じて再考を促すなど、十分な意思確認を行う必要がある。

(ウ) 身体の鑑定書、身体検査調書、診断書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、鑑定等の対象となった被害者本人若しくはその親族等又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として閲覧を認めてよい。

(エ) 精神鑑定書等については、鑑定の対象者のプライバシー性が極めて高いことから、原則として、閲覧に応じないこととする。

ただし、開示に伴う弊害がなく、かつ、開示を必要とする特段の事情があると認められる場合に限り、閲覧を認めてよい。例えば、鑑定の対象者等又はその代理人たる弁護士の有効な同意があるような場合には、鑑定人に及ぶ影響や弊害等も踏まえ、閲覧を考慮する余地もあろう。

(オ) 信号機サイクル表については、原則として閲覧を認めてよい。

(カ) 証拠物の写真撮影報告書、鑑定書等については、証拠物の性状等の客観的な事実を示すものであるから、原則として、閲覧を認めてよい。

(キ) 関係者の飲酒の有無・アルコール濃度に関する飲酒検知管、鑑定書等については、対象者が生存していても、原則として、閲覧に応じ、又はその結果の照会に対して回答してよい。

(ク) その他の交通事故鑑定、速度鑑定、出火原因鑑定等の鑑定書については、原則として、閲覧を認めてよい。

イ 供述調書等

これに対し、供述調書等については、関係者の名誉・プライバシー、今後の捜査一般の円滑な遂行を害するおそれが高いと考えられるので、原則として閲覧を認めるべきではない。

ただし、前記(1)の被害者参加対象事件の被害者等についても、損害賠償請求権その他の権利を行使する目的が認められる場合においては、後記2の場合と同様に、閲覧請求に係る供述調書等が代替性のないものであるときは、相当でないと認められる場合を除き、例外的に閲覧を認めることができる。

このように、供述調書については、原則として閲覧を認めないこととなるが、被害者等の要望に応じて、不起訴処分をする際に、検察官において、処分理由の説明の一環として、必要と認められるときは供述内容を口頭で説明するなどの配慮を行うこととする。

(5) 謄写を求められた場合の対応

前記のような取扱いは、被害者参加対象事件の被害者等について、不起訴事件記録の閲覧に関する一層の弾力的な運用により、その事件についての情報を知りたいという要望にこたえようとするものであることから、その謄写については、当該事件が被害者参加対象事件であるか否かにかかわらず、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使する場合に限って、後記2、(4)以下の基準に従って、必要性及び相当性が認められる部分について認めることとし、この点、従来の取扱いを変更するものではないので、念のため留意されたい。

2 前記1、(1)記載の被害者参加対象事件以外の事件について閲覧・謄写請求がなされた場合

(1) 閲覧・謄写請求の主体

ア 前記1、(1)記載の被害者参加対象事件以外の事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はそれらの代理人たる弁護士について、後記(2)以下の基準に従って閲覧・謄写を認めることとする（弁護士会からの照会の場合、当該照会書では被害者等の代理人たる弁護士の申出によるものかどうか判明しないときには、弁護士会に確認することが必要であることは、前記1、(1)と同様である。）。

なお、不起訴事件においては、刑事事件にしゃ口した単なる民事紛争である場合や、被害申告した者が実は加害者である場合等もあることから、被害者等であると主張している者が、真の被害者等であるか否か慎重に見極める必要がある。もっとも、嫌疑なし又は嫌疑不十分等で不起訴とされた事案であっても、民事的な観点から被害者等の救済が図られるべき場合もあり得ることから、そのような場合には、客観的証拠の閲覧・謄写を認めてよい。

イ また、被害者等以外の者から閲覧・謄写請求がなされた場合であっても、例えば、加害者側が被害者側との示談交渉に当たり、被害者側との過失相殺を主張するために必要であるとして記録の閲覧・謄写を求めてくるような場合には、被害者等が正当に被害回復を受けることに資する場合も少なくないので、そのような場合には、相当と認められるときは閲覧・謄写に応じてもよい。

さらに、損害保険料率算出機構、財団法人交通事故紛争処理センター、全国共済農業協同組合連合会及び財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

からの照会がなされた場合は、これらの団体が公益的性格を有すること及び被害者等の被害回復に資することにかんがみ、後記第2、1の民事裁判所からなされた不起訴事件記録の文書送付嘱託に対し、客観的証拠の送付に応じる場合と同様に取り扱うこととする。

これらの被害者等以外の者から閲覧・謄写請求がなされた場合の取扱いについては、前記1、(1)記載の被害者参加対象事件の場合も同様である。

(2) 閲覧・謄写目的

従来どおり、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使する場合に限ることとする。

その際、被疑者やその関係者に対する報復等の目的が併存すると認められるような場合には、閲覧・謄写をさせないこととする。

(3) 弊害のおそれがある場合の対応

開示に伴う弊害を生じるおそれがあると認められる場合に、弊害を生じるおそれのある部分にマスキングの措置を講じ、又は全体につき閲覧を認めないこととするなどの必要があることは、前記1、(3)と同様である。

(4) 閲覧・謄写の対象となる不起訴事件記録

ア 客観的証拠

客観的証拠については、前記1、(4)、アのとおり、捜査・公判への支障等開示に伴う弊害が少ない一方で、被害者等が他の手段で収集できない場合が多いので、当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるものについて、閲覧・謄写の対象とする。また、代替性がないとまではいえない客観的証拠についても、必要性が認められ、かつ、弊害の少ないときは、閲覧・謄写を認めてよい。

具体的な証拠の取扱いについては、以下のとおりとする。

(ウ) 実況見分調書、検証調書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。その取扱いは、基本的に、前記1、(4)、ア、(ウ)と同様に考えてよい。

(イ) 死者の検視調書、死亡診断書、死体検案書、死体の鑑定書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、当該死者の遺族又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。ただし、死体等の写真については、死者の名誉やプライバシーを侵害するおそれが高いことから、原則として、マスキングの措置を講じるのが相当であるが、死体の写真の必要性が認められるときは、マスキングしなくてもよい。その場合に、事前に死体の写真が衝撃的でショックを受けるおそれがあることなどを十分説明し、状況に応じて再考を促すなど、十分な意思確認を行う必要があることは、前記1、(4)、ア、(イ)と同様である。

また、当該死者の遺族ではない関連事件の被害者等又はその代理人たる弁護士からの請求につき、当該死者の遺族の同意がある場合は上記と同様とし、遺族の同意がない場合であっても、事案の解明に必要不可欠と認められるときは、相当と認められる範囲に限って応じ、それ以外の部分についてはマスキングの措置を講じる。

- (ウ) 身体の鑑定書、身体検査調書、診断書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、鑑定等の対象となった被害者本人若しくはその親族等又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。

また、被害者等又はその代理人たる弁護士から、当該被害者以外の者の身体の鑑定書等について閲覧・謄写の請求がなされた場合は、鑑定等の対象者の同意がある場合は上記と同様とし、対象者の同意がない場合であっても、事案の解明に必要不可欠と認められるときは、相当と認められる範囲に限って応じ、それ以外の部分についてはマスキングの措置を講じる。

- (エ) 精神鑑定書等については、原則として閲覧・謄写を認めるべきではない。ただし、開示に伴う弊害を生じるおそれがなく、かつ、閲覧・謄写を認める特段の事情があると認められる場合に限り、閲覧・謄写を認めてよい。例えば、鑑定の対象者が死亡している場合や当該対象者等又はその代理人たる弁護士の有効な同意があるような場合には、鑑定人に及ぶ影響や弊害等も踏まえ、閲覧・謄写を考慮する余地もあろう。

- (オ) その他、信号機サイクル表、証拠物の写真撮影報告書、鑑定書等、関係者の飲酒の有無・アルコール濃度に関する飲酒検知管、鑑定書等、その他の交通事故鑑定、速度鑑定、出火原因鑑定等の鑑定書の閲覧・謄写については、前記1、(4)、ア、(ウ)から(エ)までと同様に、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。

イ 供述調書等

これに対し、供述調書等については、供述人が死亡するなど代替性がないと認められる場合を除き、閲覧・謄写を認めるべきではない。この場合、被害者等の要望に応じて、不起訴処分をする際に、検察官において、処分理由の説明の一環として、必要と認められるときは供述内容を口頭で説明するなどの配慮を行うこととするのは、前記1、(4)、イと同様である。

第2 民事裁判所から不起訴事件記録の文書送付嘱託等がなされた場合

1 不起訴事件記録中の客観的証拠の開示

被害者等が被害回復のため提起した民事訴訟が係属している裁判所からの文書送付嘱託に対しても、前記第1、2、(4)、アにいう必要性が認められる場合、客観的証拠の送付に応じるのが相当である。

この場合の文書送付嘱託は、被告（被疑者）の申立てによって行われる場合もあるが、民事訴訟において真実を明らかにすることは、被害者等の権利関係の適正な認定に資するものであるから、被害者等である原告の申立てによる場合に準じて取り扱うのが相当である。ただし、民事訴訟記録は、刑事事件記録に比べ、より広く一般人の閲覧が可能である（民事訴訟法第91条及び第92条）ので、原告のプライバシー等にかかわる証拠について、原告の同意等を嘱託に応じる条件とすることやその必要性・当事者間の公平性を十分に吟味することも考慮すべきである。

なお、被害者等であると主張している者が、真の被害者等であるか否か慎重に見極める必要があることや、嫌疑なし又は嫌疑不十分等で不起訴とされた事案であっても、民事的な観点から被害者等の救済が図られるべき場合もあり得ることは、前記第1、2、(1)と同様である。

2 不起訴事件記録中の供述調書の開示

不起訴事件記録中の供述調書について、民事裁判所から文書送付嘱託がなされた場合、開示による弊害を回避しつつも、犯罪被害者等の保護を図るとともに民事訴訟が適切に行われるようにするため、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、これを開示するのが相当である。

(1) 民事裁判所から、不起訴事件記録中の特定の者の供述調書について文書送付嘱託がなされた場合であること。

供述調書の開示については、一般に捜査・公判への支障又は関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあると認められることから、特にその開示の必要性が高い場合である必要があり、民事裁判所からの文書送付嘱託がなされた場合とすべきである。

(2) 当該供述調書の内容が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。

供述調書を開示することが相当と考えられるのは、当該民事訴訟において当該供述調書が必要不可欠な場合であると思われる。そこで、開示すべき供述調書は、第1に、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものである必要がある。「民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点」とは、例えば、交差点における交通事故において、当事者双方が青色信号を主張している場合の交差点信号機の信号表示状況等のような場合が考えられる。これに対し、民事訴訟において取り調べられた証人の供述の信用性などは、要証事実に対する間接証拠であって、通常は、「重要な争点」には当たらないものと考えられる。第2に、開示すべき供述調書は、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことのできない場合である必要がある。その争点に関し、他に証拠があり、当該供述調書はこれを単に補強する

にすぎないようなときは、これに該当しないと思われる。

- (3) 供述者が死亡、所在不明、心身の故障若しくは深刻な記憶喪失等により、民事訴訟においてその供述を顕出することができない場合であること、又は当該供述調書の内容が供述者の民事裁判所における証言内容と実質的に相反する場合であること。

供述者が民事訴訟において供述することができる場合には、その供述者の供述調書に代替性が認められるので、これを開示する必要はない。しかし、供述者が死亡、所在不明、心身の故障又は深刻な記憶喪失等により、民事訴訟において、証人尋問又は当事者尋問で供述できない場合には、その供述者の供述調書を利用する必要性が高い。また、いったん当該供述者を民事訴訟において供述させたものの、当該供述者については刑事事件の捜査において取調べを受け、そこで作成された供述調書には、民事訴訟における供述とは実質的に相反する供述をしている場合には、やはり、その供述調書を利用する必要性が高いと考えられる。そこで、これらの場合には、代替性を欠くものとして取り扱うことが適当と考えられる。

なお、当該供述調書の内容が、「供述者の民事訴訟における証言内容と実質的に相反する場合」については、民事裁判所があらかじめ供述調書の内容を了知しているわけではないことを考えると、供述調書の内容と証言内容とが実質的に相反すると判断するについて相当の理由がある場合で足りると思われる。逆に、供述調書の内容と証言内容とが相反していれば開示されたい等の模索的な理由によるものは、前記相当の理由があることを明らかにしたとは言えないので、その点の検討が十分に行えるよう、民事裁判所に対し、十分な情報の提供を要請することが必要である。

- (4) 当該供述調書を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は関係者の生命・身体を安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。

上記(2)及び(3)に該当する特段の必要性が認められる場合であっても、開示による具体的な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、開示は相当ではない。なお、供述調書を開示した場合には、今後の他事件における参考人の事情聴取一般に対するものという抽象的な意味では、支障が生じるおそれは常に認められるのであろうが、そうだとした場合、捜査・公判への具体的な支障が認められない場合には、原則として、開示して差し支えないと考えられる。

3 供述調書の開示に関する留意事項について

- (1) 開示の可否判断のための情報収集

検察官は、通常、前記2、(2)及び(3)の要件に関する情報を有していないことから、民事裁判所から文書送付嘱託がなされた場合において、上記各要件

を判断するための具体的な情報が不十分であると認められるときは、民事裁判所に対し、文書送付嘱託に応じるか否かを判断するため、必要な情報の提供を求めることが望ましい。

(2) 開示した供述調書の取扱い

民事裁判所の文書送付嘱託に応じて供述調書を開示する場合には、民事訴訟の当事者においても慎重な取扱いが必要である旨を送付書に明記するなど注意喚起した上で送付する。

(3) マスキング

供述調書を開示する場合であっても、一部の記載について、開示することにより関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるなどの支障があるときは、当該部分にマスキングを行うなどの措置を講じる。

(4) その他

捜査中の事件記録又は公判請求した事件の裁判所不提出記録中の供述証拠については、通常、刑事訴訟法第47条の規定により捜査・公判に対する具体的な支障があると考えられ、原則として開示しない扱いとする。

4 民事裁判所から目撃者の特定のための情報の提供を求められた場合

(1) 目撃者の特定のための情報の提供の必要性

不起訴事件に関して民事訴訟が提起されている場合において、例えば、交通事故の状況を直接目撃した者（以下「目撃者」という。）の証人尋問を実施することが不可欠であるにもかかわらず、民事裁判所及び訴訟当事者において目撃者の特定に関する情報がなく証人尋問を実施することが困難な場合に、裁判所から検察庁に対し、目撃者の特定のための情報の提供を求められる場合がある。

このような場合において、不起訴事件記録中に、当該目撃者の特定に関する情報があり、かつ、民事裁判所から証人尋問のために必要であるとの理由で、調査の嘱託により照会がなされたときは、証人義務が広く一般に課せられており、民事訴訟における真実解明に資することを考慮すると、相当な範囲で調査の嘱託に協力する必要があると考えられる。

(2) そこで、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該刑事事件の目撃者の特定に関する情報のうち、氏名及び連絡先を民事裁判所に回答するのが相当である。

ア 民事裁判所から、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた場合であること。

イ 目撃者の証言が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。

「重要な争点」の意義については、前記第2、2、(2)と同様である。

ウ 目撃者の特定のための情報が、民事裁判所及び当事者に知られていないこと。

「民事裁判所及び当事者に知られていない」とは、民事訴訟の当事者において、目撃者の存在を把握しているが氏名が不明の場合、目撃者の氏名は判明しているが連絡先が不明の場合、又は目撃者が存在すると認めるに足りる相当の事情があるが、氏名等が不明の場合などがある。

エ 目撃者の特定のための情報を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は目撃者の生命・身体を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがないと認められる場合であること。

(3) 情報提供についての留意事項

検察官は、通常、前記(2)、イ及びウの要件に関する情報を有していないことから、民事裁判所から調査の囑託がなされた場合には、上記各要件を判断するための具体的な事情及びこれに該当する目撃者が存在すると認められる相当な理由が不十分であると認められるときは、民事裁判所に対し、調査の囑託に応じるか否かを判断するための情報の提供を求めることが望ましい。

なお、目撃者の連絡先とは、原則として、住所を回答すれば足りる。

(4) 目撃者の情報の取扱い

目撃者の連絡先等は、本人のプライバシーに属する情報であるので、裁判所に対して回答する場合は、民事訴訟の当事者においても慎重な取扱いが必要である旨を回答書に明記するなど注意喚起した上で送付する。